風俗営業許可申請(法人)について

1 必要書類

- ① 許可申請書 … その1、その2 様式あり
- ② **営業の方法を記載した書面** … その1、その2 様式あり
- ③ 周囲の略図 … 営業所の場所と周囲が分かるもの
- ④ 営業所の平面図 … 面積やいす、テーブルの位置が分かるもの
- ⑤ 営業所の照明、音響等の設備が分かる平面図
- ⑥ **使用承諾書** … 建物の所有者または管理者が記載、営業者が所有者であれば 不要
- ⑦ 建物の 登記事項証明書(全部事項証明書または所有者証明書)
 - … 法務局発行、日付・登記官名が入ったもの

- ⑧ 定款の写し
- ⑨ 法人の 登記事項証明書(現在事項証明書) … 法務局発行
- ⑩ 役員の 住民票 … 本籍が記載されているものに限る
- ① 役員の 身分証明書 … 本籍地の市町村役場で発行
 - ※ 破産宣告の通知を受けていないことの証明
 - ※ 準禁治産者ではないことの記載も要する
- ⑩ 役員の誓約書 … 欠格事項に該当しないことの誓約書 用紙あり
- ③ 管理者の 住民票 … 役員が兼ねる場合は不要
- (4) 管理者の 身分証明書 … 役員が兼ねる場合は不要
- ⑤ **管理者の誓約書2種類** … 「欠格事項に該当しないことの誓約書」と「誠実に業務を行う誓約書」 用紙あり
- ⑩ 密接な関係を有する法人がある場合は、その名称及び住所、代表者の氏名を記載した書面 … 用紙あり
- ※ 申請者が株式会社である場合
- ① 株主名簿の写し
- ※ 申請者が法人の風俗営業者である場合
- ⑧ 持分会社(合名会社、合資会社、合同会社)である場合は、定款
- (19) 管理者の顔写真2枚 … 縦3cm、横2.4cm

申請手数料

① 申請種別

新規 24,000円 (同時申請の場合は、2件目以降15,400円) 新規(臨時) 14,000円 (同時申請の場合は、2件目以降5,400円)

- ② 支払い方法 秋田県証紙 もしくは キャッシュレス決済
- ※ 市町村役場で発行する書類は、できるだけ6ヶ月以内の日付のもの

3 その他

申請書受付時には申請内容について質問、確認の後、申請書の訂正・追加記載を求めることがありますので、申請者の方がいらしてください。

調査の結果、不適格事項や虚偽の申請が判明した場合は不許可となります。 手数料及び書類の返還はありません。

申請書の確認作業に時間を要します。

<u>窓口で待っていただく時間を軽減するためにも事前の連絡をお願いいたします。</u>

(記載例)

【許可申請書その1】

策記株式第1号(第9条関係)

| その1 | ※学 理 ※年月日 ※年月日 | |
|-------------------------------|---|-------------------|
| | ·受用 。 | |
| | I | |
| | 許 可 申 請 書 | |
| 機能対象等の を申請します。 | 理制及び支荷の適正化等に関する法律第5条第1項の規定により許可 | |
| 秋田県 公安委 | | |
| | 申請者の氏名又は名称及び住所 秋田市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | 株式会社 秋田 | |
| (6.0 (0.0) | 秋田 太郎 | |
| and the second second | かぶしきがいしゃ あきた | |
| 氏名叉は名称 | 株式会社 秋田 | |
| De les | T (001-0003) | 会社の住所、 |
| 04. | 秋田市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| (5146) | すなっくあきた | 社名、代表者 |
| 食業所の名称 | スナック あきた | の名前を記載 |
| 対象所の所任地 | 〒 (001-0002) 枚田市・・・・・・・・・・・ OOピル2間 (018) 800回0001前 | |
| 異俗営業の種別 | 法第2条前1项第 1 号印度装 | |
| (ふりがな) | あきな じろう | 管理者は役員 |
| 管理者の政名 | 秋田 次郎 | →が兼務しても |
| 管理者の住所 | 〒(002)0003 秋田市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | よい |
| (ふりがな) 法人にあつては、 その役員の氏名 | 拡大にあっては、その役員の任所 | |
| 代 あきた たろう | | 役員を全員記 |
| 表 秋田 太郎 | 秋田唐 | |
| あきた はなこ | - Wallan | _→ 載する。 |
| 秋田 花子 | 秋田市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 欄が足りない |
| 1ХШ 1С 1 | AMILI | 場合は、別紙 |
| r | | を作成する |
| 被失亡上り | 慶 化 の 事 由 廃止年月日 許可番号 | C117% / U |
| 廃止した風俗営業 | 年月日 | |
| 現に許可等を受けて | 许可年月日 年 月 日 许可番号 | |
| 保 砂 麻 伤 身 繁 | 計業所の名称 及び所在地 | |
| | t J. | |

【許可申請書その2】

| 當 | 建物の構造 | 鉄筋コンクリート 3階建 |
|------------|---|--|
| 業 | 建 物 内 の 営業所の位置 | 2階の一部 |
| 所 | 客 室 数 | 1 室 営業所の床面積 40.8 1 |
| 0 | 客 皇 0 | D 總 床 苗 積 22.08 ㎡ |
| Œ. | National (SA) and a | 22.08 m² m² |
| 造 | 各客室の床面積 | m² m² |
| 及 | SAKUDANO - SEOTIFICANO | 客室 60Wダウンライト10基 |
| CF | 照明設備 | トイレ、手洗い場 60Wダウンライト2基 調理場 60Wダウンライト3基 事務室 40W蛍光灯2基 |
| | | |
| 改 | 音響 設 備 | ☆☆社製のカラオケ装置 1台、モニター 1台、スピーカー 2台を客 に設置する |
| | 音響 設 備 | ☆☆社製のカラオケ装置1台、モニター1台、スピーカー2台を客 |
| 農 | 音響設備 | ☆☆社製のカラオケ装置1台、モニター1台、スピーカー2台を客 |
| 備の | 防音設備 | ☆☆社製のカラオケ装置 1台、モニター 1台、スピーカー 2台を客 に設置する |
| 業の既 | ESPECIAL SECTION | ☆☆社製のカラオケ装置 1台、モニター 1台、スピーカー 2台を客 に設置する 壁内に厚さ 1 0 cmのグラスウールの防音材、二重サッシ |
| 着の競響 | 防音設備 | ☆☆社製のカラオケ装置 1台、モニター 1台、スピーカー 2台を客 に設置する 壁内に厚さ 1 0 cmのグラスウールの防音材、二重サッシ |
| 着の観要炎 | 防音設備その他 | ☆☆社製のカラオケ装置 1台、モニター 1台、スピーカー 2台を客 に設置する 壁内に厚さ 1 0 cmのグラスウールの防音材、二重サッシ |
| 難の競響を | 防 音 設 備 そ の 他 風俗営業の種類 | ☆☆社製のカラオケ装置 1台、モニター 1台、スピーカー 2台を客 に設置する 壁内に厚さ 1 0 cmのグラスウールの防音材、二重サッシ |
| 離の 競 要 ※ ※ | 防 音 設 備 そ の 他 風俗営業の種類 兼 業 | ☆☆社製のカラオケ装置 1台、モニター 1台、スピーカー 2台を客に設置する 壁内に厚さ 1 0 cmのグラスウールの防音材、二重サッシ 営業所の出入り口は 1 箇所である ① 有 ② 無 ※ 受理警察署長 |
| 37.7 | 防 音 設 備 そ の 他 風俗営業の種類 兼 業 同時申請の育無 | ☆☆社製のカラオケ装置 1台、モニター 1台、スピーカー 2台を客に設置する 壁内に厚さ 1 0 cmのグラスウールの防音材、二重サッシ 営業所の出入り口は 1 箇所である ① 有 ② 無 ※ 受理警察署長 |

【営業の方法】

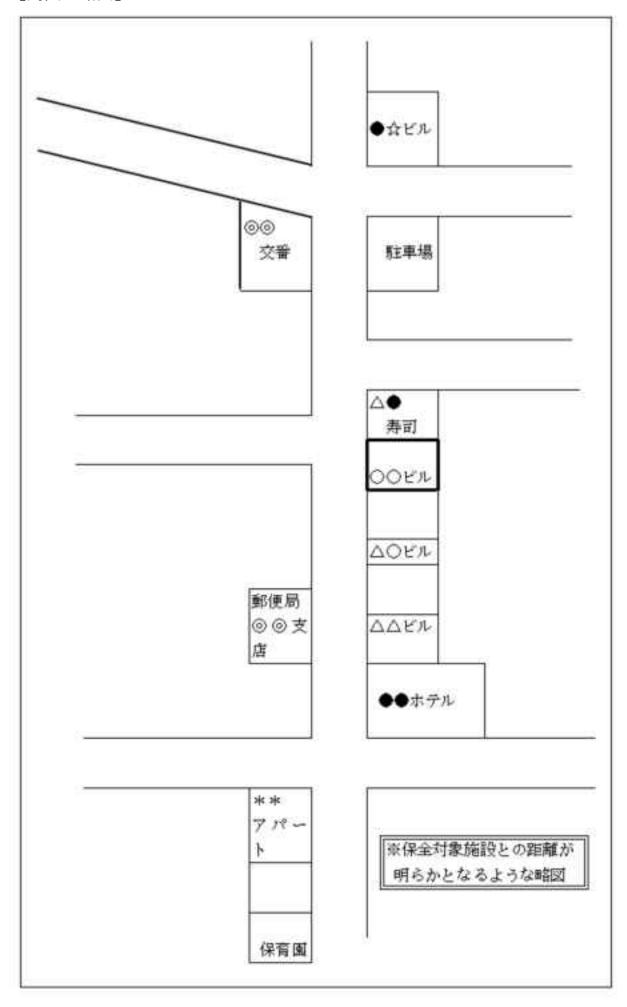
別記様式第2号(第9条関係)

| その1 | Transition and Court Addressed | | | | | | |
|------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 営業所の名称 営業所の所在地 風俗営業の種別 | 営業の方法 スナック あきた 秋田市・・・・・・・・ 〇〇ビル2階 法第2条第1項第 1 号の営業 | | | | | | |
| 営 業 時 間 | 午前 年後 日時 日本 (本) 日時 日本 (本) 日時 日本 (本) 日時 日本 (本) 日本 (本) 日本 (本) | | | | | | |
| I Albahara Ara | のする ②しない | | | | | | |
| 18歳未満の者を 従業者として使用 すること | ①の場合:その者の従事する業務の内容(具体的に) | | | | | | |
| 18歳未満の者の 立入禁止の表示方 法 | 出入口に年少者立入禁止の表示をする | | | | | | |
| (0 | ①する のしない | | | | | | |
| 飲食物(酒類を 除く。)の提供 | ①の場合:提供する飲食物の種類及び提供の方法 ツマミ、ピーナッツ、サラミ等 | | | | | | |
| | ①する のしない | | | | | | |
| 酒類の提供 | ①の場合:提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者へ の酒類の提供を防止する方法 ウイスキー、焼酎、日本酒、ワイン、ビール 未成年かどうかの確認が困難な場合は、身分証明の提示等をす めて確認する。 | | | | | | |
| | のする ②しない | | | | | | |
| 当該営業所において 他の営業を兼業 すること | ①の場合:当該兼業する営業の内容 | | | | | | |

| H | 金 | - 1 # | 1人 750 Hするi | 0円、 | 82 | 大酒1 | | оог | į | | |
|----|----------------------------------|-------------------------------------|-------------------|---------------------------|-----|--------|-----|-----|-----|------|----|
| 料: | 金の表示方法 | 客の見やすい場所に掲示する。 ケースに入れ、テーブルの上に置く。 | | | | | | | | | |
| 变 | 客の接待をす る場合はその 内容 | 談笑、お酢 | a, t | カラオ | ケデ: | ı I e | y F | | | | |
| 高 | | 常時当該智養所に 雇用されている者 | | 3 | 名 | | | | | | |
| | | | | | 名 | | | | | | |
| 提 | 客の接待をする 場合は接待を | それ以外の者 | ± : | (記述) 氏 文名 は 称 | | **** | | | | | |
| Ħ | 行う者の区分 | | 遗 | 住所 | ₹ (| 2200 |) | (|) | 局 | 雅 |
| D | | | 元 | SLL Cは、その 使動の話 | | 34,000 | | | | | |
| | 客に遊興を させる場合は その内容 及び時間帯 | 遊興の内容 | 3 | コラオ・ ノョー・ プーム・ | を見t | る | 5 | | | | |
| | 100 OK 100 100 100 | 時間帯 | _ | F前 F後 | 時C | 09 | から | 争 | 0 # | 等00分 | まで |
| * | (法第2条第1 | 項第1号の営 | 業σ | み記載 | 皮する | こと |) | | | | |
| | 客 室 | 和風のもの | | 13 | 室 | その | 他のも | 0 | | 1 | 室 |

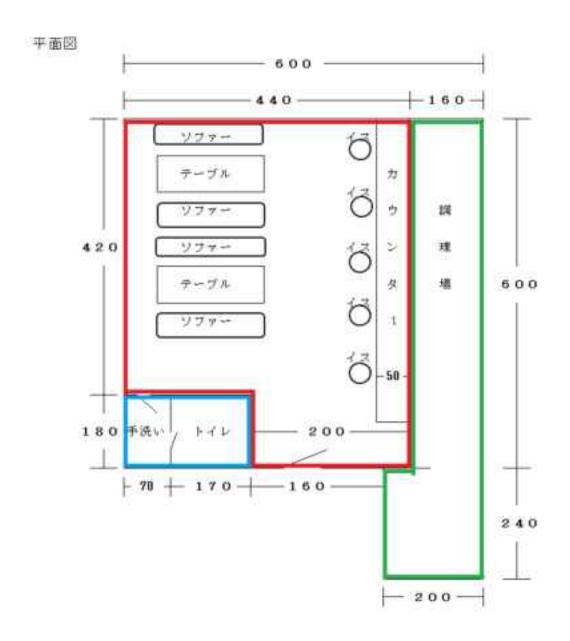
遊興(不特定の客にカラオケを勧めたり、バンドの生演奏を 聴かせるなど)をさせる場合は最長で午前零時まで

【周囲の略図】



※ 住宅地図のコピーやインターネットから印字したものも可

【許可申請書その2、面積部分】





- ※ 寸法は、内寸(建物の壁から壁までの測定値)
- ※ 客室面積については、カウンター上も含む

■ 営業所面積記載時の留意事項

申請を行う図面については、営業所全体の床面積、客室面積、トイレ、調理場、 更衣室等の面積をそれぞれ記入願います。

- ※ 寸法は、内寸(建物の壁から壁までの測定値)。
- ※ カウンター上面も客室面積に含まれます。
- 営業所全体の床面積は全ての面積の合計になります。

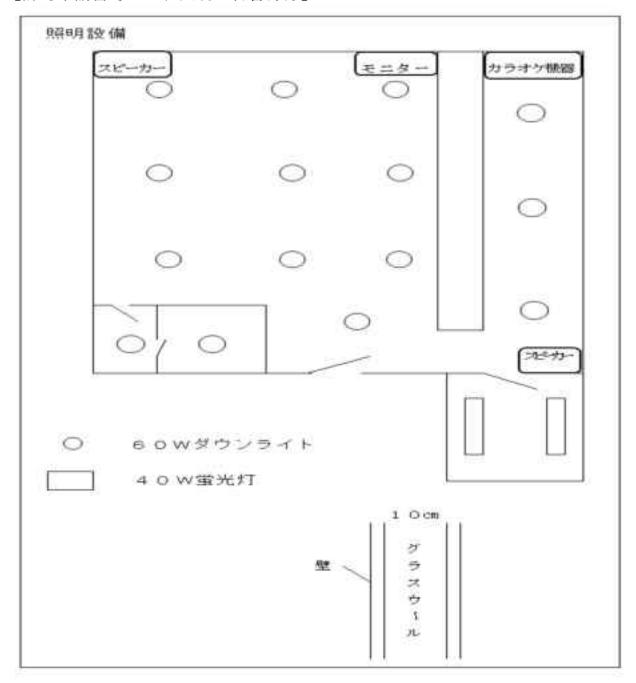
例 全体の床面積 = 客室面積 + 調理場 + トイレ、手洗い場 40.8㎡ 22.08㎡ 14.4㎡ 4.32㎡

○ 申請される図面を元に各面積の計算を行いますので、計算が可能な図面の提出 をお願いします。

数字の判読ができないものや寸法の記入のない図面では計算ができませんので、再度提出していただくことになります。

- 面積を出す際の数式については、全て記入のうえ提出してください。22.08㎡ + 14.4㎡ + 4.32㎡ = 40.8㎡
- それぞれの場所については、蛍光ペン等で囲む等して、営業所内の状況がよく わかるように提出してください。

【許可申請書その2、照明・音響部分】

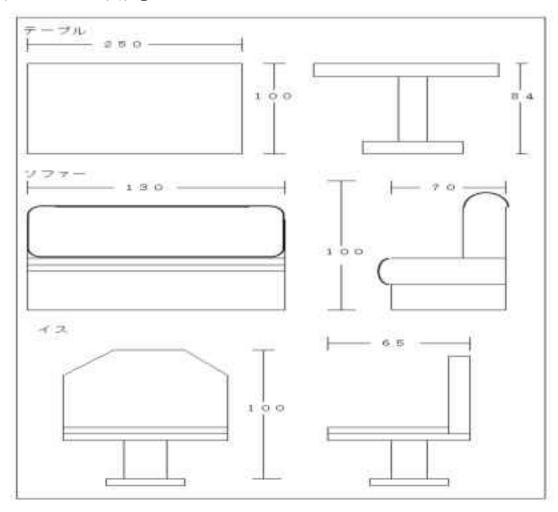


〇 許可申請書その2

| 開 | 明 | 設 | 備 | 客室 60Wダウンライト10基 トイレ、手洗い場 60Wダウンライト2基 調理場 60Wダウンライト3基 事務室 40W蛍光灯2基 |
|---|---|---|---|---|
| 音 | 響 | 設 | 備 | ☆☆社製のカラオケ装置 1台、モニター 1台、スピーカー 2台を客室 に設置する |

※ 申請書に書いた数と図面に書いた個数が同じ数になるようにする

【イス、テーブルの図面】



※ 高さ1メートルを超えない高さのイスやテーブルにする

※ 建物の所有者または管理者に記載してもらう書類です。 使用承諾書

00年00月00日

株式会社 秋田 殿

住所 秋田市・・・・・・

氏名 甲乙 一二

私は、下記1の建物等の 所有者 として、下記2、3及び4の 条件で下配1の建物等をあなたが使用することを承諾します。

| | 建構造 | 鉄筋コンクリート3階建 |
|---|---------------|--|
| 1 | 物新在地等 | 秋田市・・・・・・・・ 〇〇ビル |
| 2 | 使用する目的 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第2条第1項第 1 号の営業所(スナックあきた) として使用するものとする。 |
| 3 | 営業所として | FILE ASSAULTSEEN LEEKVOORSIN |
| 3 | 使用を承諾する建物等の部分 | |
| 4 | 使用を承諾する期間 | ○○年○○月○○日から3年間 |

※ 建物の所有者と管理者が異なる場合(建物を不動産会社に管理を委託している場合など)で管理者から使用承諾書を記載してもらう場合は、所有者と管理者の繋がりが分かる資料(賃貸契約書など)も合わせて、提出する

 $(R7.11.28 \sim)$

(風俗営業・法人用)

誓 約 書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

秋田県公安委員会 殿

住 所 秋田市·······

氏 名 秋田 太郎

三世人は、風俗含菱等の虹脹及び集務の遊至化等に関する法律(以下「伝」という)第 4条第1項第7号及び第13号に掲げる

7号 当旅許可を受けようとする者と密接な関係を有する次は掲げる法人が法第26条第 1項の規定により無俗言葉の許可を取り得され、当該取消しの日から起算して5年を 経過しない者である者

を適しない者である者 「一当談評可を受けようとする者の検式の所有その他の事由を通じて当談評可を受け ようとする者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係に ある者として国家公安委員会規則で定めるもの(ロにおいて「親会社等」という。) 「親会社等が株式の所有そのたの事由を通じてその事実を実質的に支配し、又はそ の事実に重要な影響を与える関係にある者として国家公安委員会規則で定めるもの 、一当談問「を受けようとする者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質 的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国家公安委員 的に支配し、ス 合て面が含むの

・密接な関係を有する拡入とは

- 申請者が株式会社である場合にその議決権の選半数を所有している者等申請者が持分会社である場合にその資本金の2分の1を超える報を出資し ている者等
- 出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、 申請者の事業の方針の決定に関して、他2号に掲げる者と向等以上の支配的 な影響力を有すると認められる者等

第3号に該当する者が出資、繼資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配

前よりに終ってる者 的な影響力を有する者 衛 第3号 集団的に、又は常習的に暴力的不扱行為その他の罪に当たる違体な 行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認める

のいずれにも該当しないことを誓約します。

※ 定められた様式はないが、警察署で作成したものが上記様式であり警察署で取 得できる

(R7.11.28~)

(風俗宮葉・法人の役員用)

誓 約 書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

秋田県公安委員会 鶌

住 所 秋田市・・・・・・・・・

氏 名 秋田 太郎

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に期する法律(以下「法」という) 第4条 私力 第1 連第1 号から第6 号生で及び第8号から第10号までに掲げる

- 破産手続開始の決定を受けて復維を得ない者
 1年以上の构造用に処せられ、又は出第49条。第50条又は第51第1項に規定する基、用後(公然わいせつ等)、売春防止返等の規定に違反して1年末満の拘禁利に処せられ、その積行を終わり、又は受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者 보장
- 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の無に当たる違法な行為で国家公安 委員会機関で定めるものを行うおそれがあると認めるに定りる相当な理由がある者 アルコール、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者 心身の故障により運修含薬の素液を適正に実施することができない者として国家公 21 位
- 五号 安委員会規則で定めるもの
- 安保会及別でためるもの 出第26条第1項の難定により風俗質素の許可を取り得され、当該取消しのほから 起算して5年を基場しない者 次のいずれかに掲げる期間内に活動10条第1項第1号の規定による許可証の認めを
- 1.たる (風俗賞業の廃止について相当な理由がある者を除く。) で言葉返納の目から 起算して5年を展送しないもの イ 第26条第1項の規定による異修言業の許可の取消処分に係る趣間の期日及び場
 - 所が放示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日主
 - 第37条第2項の規定による媒修計業の需要所への立人をが行われた日から機関
- 任記予定日 (当該立人りの結果に基づき報26条第1項による基係党業の許可の取 用処分に係る聴誕を行うか否かの決定をすることが見込まれる日をいう。)までの間 り号 前号イに掲げる期間内に合併により情談した協人前しくは法第10条第1項第1号 の規定による許可証の妄動をした法人(軍祭営業の廃止について相当な理由がある者 を除く。) の前号子の公示の目前80日以内に役員であった者又は前号口に掲げる期間内に合併により再減した法人者しくは同項第1号の規定による許可証の返納をした 因人(異俗意義の廃止について相当な理由がある者を除く。) の前号ロの立入りが行 われた日前60日以内に登員であった者で、当該消滅又は返納の日から起算して5年 全種類しないもの
- 第8号でに掲げる期間内に分割により同号での種間に係る無償営業を承継させ、若 しくは分割により当該風俗質業以外の風俗営業を承継した法人(分割について相当な 型曲がある者を除く 若しくはこれらの法人の前りイの公示の自由60日以内に投 員であった者又は同分はに掲げる期間内に分割により同分ロの立入りに係る風俗営業 を離乗させ、若しくは分割により当該風俗営業以外の風俗営業を確乗した法人(分割 について相当な理由がある者を強く。)若しくはこれらの法人の当該と入りが行われ た目前60日以内に投資であった者で、当該分割の日から超算して5年を経過しない もの

のいずれは主論当しないことを誓約します。

X 役員全員分必要

定められた様式はないが、警察署で作成したものが上記様式であり警察署で取 × 得できる

(R7.11.28~)

(風俗営業・管理者用)

誓 約 書

○○年 ○○月 ○○日

秋田県公安委員会 殿

> 所 秋田市・・・・・・・・ 住

氏 名 秋田 次郎

私は、風俗音楽等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「法」という)第24 条第2項に掲げる

- 未成年者
- 2 法第4条第1項第1号から第4号まで。第6号又は第8号から第10号までのいずれ かに孤当する者
 - 1.5
 - 定する準。 益刑に処せられ、
- 5年を経過しない者 集団的に、又は常樹的に暴力的不进行為その他の単に当たる違法な行為で国家公 安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある 者
- 4 분 麻薬、大麻、ちゃん若しくは覚せい剤の中毒者
- 法第26条第1項の規定により組俗資産の許可を取り消され、当該政府しの日から配算して5年を経過しない者
- 次のいずれかに掲げる期間内に後第10条第1項第1号の規定による許可能の直納 をした者 (風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。) で当該返納の日から起算して3年を経過しないもの イ 第26条第1項の規定による風俗営業の許可の取読処分に係る聴陳の期日及び
 - 場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する 日までの間
 - 第37条第2項の規定による風俗営業の営業所への立入りが行われた日から聴 請決定予定日(当該立入りの結果に基づき第26条第1項による単俗対策の許可 の取扱処分に異る離開を行うか否かの決定をすることが見込まれる目をいう。) までの間
- までの問 前分子に掲げる期間内に合併により割離した扱人者しくは温筋10条第1項第1 号の規定による許可証の返納をした扱人(風俗質素の廃止について相当な理由がある者を除く。)の前分子の公示の目前60日以内に役員であった者又は前号ロに提げる期間内に合併により割離した法人者しくは同項第1分規定による許可証の認納をした法人(風俗質素の廃止について相当な理由がある者を除く。)の前号のの 立入りが行われた日前60日以内に役員であった者で、当該潜滅又は返納の日から 起算して五年を経過しないもの
- 起放して日本を経過しないもの 第8号子に掲げる期間内に分割により到分子の原原に係る風俗含量を承継させ、 若しくは分割により当該風俗言葉以外の風傷含葉を承報した造人(分割について相 当な理由がある者を動く。)若しくはこれらの担人の関サイの公示の目前60日以 内に役員であった者又は同サロに掲げる期間内に分割により同号ロの立入りに係る 風俗営業を継承させ、若しくは分割により当該風俗営業以外の風俗営業を継承した 扱人(分割について相当な理由がある者を除く。)若しくはこれらの法人の当該立 入りが行われた日前60日以内に役員であった者で、当該分割の日から起算しても 年を軽温しないもの
- 心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者として国家公安委 員会規則で定めるもの

のいずれにも該当しないことを解的します。

※ 定められた様式はないが、警察署で作成したものが上記様式であり警察署で取 得できる

 $(R7.11.28\sim)$

(風俗営業・管理者用その2)

| の管理者として、 ます。 〇〇年 〇〇月 〇 ・・・・ 〇〇ピル2階 スナックあきた | |
|--|---|
| ○○年 ○○月 ○ ○○ビル2階 スナックあきた | その |
| ○○ゼル2階 スナックあきた | |
| スナックあきた | OH |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 秋田 次郎 | 秋田市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

※ 定められた様式はないが、警察署で作成したものが上記様式であり警察署で取得できる

(R7.11.28~)

(風俗営業・法人用)

密接な関係を有する法人

当法人の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「法」という。)第4条第1項第7号イからハまでに掲げる法人は以下のとおり。

〇〇年 〇〇月 〇〇日

秋田県公安委員会 殿

法人の所在地 秋田市・・・・ 代表者の氏名 秋田 太郎

記

法第4条第1項第7号イに該当する法人

法人の名称 株式会社青森

法人の所在地 青森県・・・・・・・

代表者の氏名 青森 太郎

近第4条第1項第7号ロに該当する法人

法人の名称 株式会社岩手

法人の所在地 岩手県・・・・・・・

代表者の氏名 岩手 太郎

法第4条第1項第7号ハに該当する法人

法人の名称 株式会社山形

法人の所在地 山形県・・・・・・・

代表者の氏名 山形 太郎

「事業に大きく影響を与えるような関係にある親会社や議決権の過半数を所有している会社 など、法人の誓約書に書かれている法人がある場合は、記載